

各種相談会を開催

總務課管理係
（288）1212

国保・後期・介護保険
保険料納付済額の
お知らせを送付

税務住民課住民保険係
☎(2888)3849
高齢介護係

確定申告で保険料控除を申告される方

年金事務所から送付される源泉徴収票をご確認ください。

法律や多重債務の相談や
国や県などに関するご意見・ご要望をお伺いする相
談会を開催します。相談者の
秘密は守られますので、
お気軽にご相談ください。

相談時間／1人30分間。
費無料

場生涯学習センターせせらぎ館3階・研修室
日11月22日(木)午前9時~11時
内相談の内容／離婚や相続
対村内在住者3人(予約必要)
などの法律相談

会議室
対村内在住者
内相談の内容／国や県など
に対する「」意見や「」要望
申不要

水道メータの 取り替えを実施

環境上下水道課
上下水道係 (288)3862

確定申告で使用する前年の1月から12月までの支払い証明書を、普通徴収（納付書または口座引き落としでお支払い）の方を対象に送付します。確定申告で、保険料を「社会保険料控除」として申告される際の資料になりますのでご確認ください。

※支払いが公的年金からの特別徴収（年金天引き）のみの方は、村からの送付はありません。

②後期高齢者医療保険／75歳以上で普通徴収の方
③介護保険／65歳以上で普通徴収の方



国民年金

20歳になつたら加入の手続きを

国民年金は、20歳以上60歳未満で、国内にお住いの全ての方の加入が義務付けられています。保険料を未納のままにすると、老齢年金や障害年金、遺族年金などを受け取れない場合があります。割引が適用される「前納制度」や納付が経済的に困難な場合に申請できる「学生納付特例制度」、「免除・猶予制度」がありますので、ご相談ください。

問 厚木年金事務所 ☎(223)7171 稅務住民課住民保險係 ☎(288)3849



記号	一覧
日	日時
対	期間
費	場所
用	
他	
その他	
問	
い	
合	
わせ	

後期高齢者医療保険・ 医療費通知を発送

税務住民課住民保険係
☎(288)3849

後期高齢者医療保険を運営する県後期高齢者医療広域連合では、年に2回、「医療費のお知らせ」を送付しています。このお知らせには、病院などで診療を受けた日数（回数）と医療費について記載されており、診療日数や医療費に誤りがないかをご確認いただくことを目的としています。

確定申告

「医療費のお知らせ」は、確定申告（医療費控除）の際に添付資料として使用することができますが、医療費控除の対象となる支出では、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付していただく必要があります。また、実際に窓口で支払った金額と医療費通知に記載されている自己負担相当額が異なる場合があります。このような場

合は、申告に当たり自身で金額を訂正する必要があります。

※お亡くなりになられた方には送付されませんので、相続人からの申請があつた場合のみ発行します。この場合、広域連合（電話0570-001120）までご連絡ください。

医療費通知の送付時期

- ① 2月10日ごろ／対象診療月が令和7年1月から11月までのもの
- ② 3月10日ごろ／対象診療月が令和7年12月のもの



勤労者の方などの住宅取得を「利子補給」で支援

村づくり観光課
☎(288)3864

期 今回の利子補給期間／令和7年1月～12月までの12カ月分※転入時期などにより令和6年分の申請手続きができなかつた方は、今回の利子補給金と併せて申請可。

内融資額（限度額500万円）に応じて、年1・5%以内※交付時期は3月を予定

申1月5日(月)～30日(金)
(平日のみ)の間に、交

きよかわブランド認定 申請を募集！

村づくり観光課
商工観光係
☎(288)3864

付申請書に必要事項を記入のうえ、金銭償還表（返済予定表）の写し、納税等確認承諾書、金銭消費貸借契約書の写し（初回申請の方のみ）を添付し提出。※前年に申請された方も手続きが必要です。

他 申請書はホームページまたは村づくり観光課窓口で配布。

村内産品の普及や需要の拡大を推進し、地域の産業と活性化を図るため、村内で生産、製造、加工されたものや、村産の原材料を素材として製造、加工されたものを「きよかわブランド」として認定し、村内外に宣伝することを目的として商品を募集します。

申所定の申請用紙を、村づくり観光課窓口へ提出。
他 詳細は村ホームページをご確認ください。



ラジオきよかわだより

83.6 MHz メガヘルツ

☆宮ヶ瀬レイクサイドエフエム☆

午後0時30分

問 総務課管理係 ☎(288)1212

清川村健康相談24

24時間電話
健康相談サービス



村民の方を対象に、電話での健康相談と医療機関の情報提供を行なっています。24時間体制で健康、医療、介護、育児、メンタルヘルスなどの相談を、医師、保健師、管理栄養士、心理カウンセラーなどの専門家がお受けします。

電話番号はフリーダイヤル **0120-288-132**

問 子育て健康福祉課健康福祉係 ☎(288)3861

村・県民税の申告受付を開始

税務住民課税務係 ☎(288)3859

期 2月2日（月）～3月16日（月）午前9時～正午、午後1時～4時※閉庁日を除く

場 役場庁舎1階・税務住民課
対 1月1日に村内に在住する方は、村・県民税の申告が必要です。ただし、次のいずれかに該当する方は必要ありません。

- ① 所得税および復興特別所得税の確定申告をする方

- ② 収入が給与のみで、勤務先から村に給与支払報告書が提出されている方

- ③ 収入が公的年金のみで、支払者から村に年金支払報告書が提出されている方

- ④ 村内在住者に扶養されている方で、収入のない方（所得がないことの証明が必要な方は除く）

- ※ 所得税などの確定申告が必要ない方で、給与や年金の源泉徴収票などの控除がある方は、村・県

民税の申告をすることです。
税額が下がる場合があります。

※ 収入がない方でも所得がないことの証明が必要な方は申告が必要となります。また、国民健康保険料や児童手当などの基礎資料となるため、申告がないと、各種行政サービスを受けられなくなる場合があります。

申告に必要な書類など

- ① 申告書（役場庁舎1階・税務住民課窓口で1月26日（月）から配布します）
② 所得を証する書類（給与所得や年金所得の方は、源泉徴収票または支払者の証明書、書類がない場合は、給与明細書や振り込みされた通帳など、前年中の収入を確認できるもの）
③ 控除を受けるための書類（国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、生命保険料、地震保険料などの控除証明書など）

所得税等の確定申告

申告の際には、提出の都度、マイナンバーの記載と本人確認が必要となります。申告の際には「マイナンバー」カード」または「マイナンバー確認書類および本人確認書類」が必要となりますので、忘れずにお持ちください。

医療費控除の明細書など

療保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料などの控除証明書、医療費控除の明細書など)

- 問 厚木税務署 ☎(221) 3261
※ 還付申告は、2月2日（月）から受付できます。
※ 事業所得や不動産所得、譲渡所得などがある確定申告は、厚木税務署に相談および申告をお願いします。

医療費控除を受けるための手続きについて

令和2年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が義務化されています。（領収書の提出は不要です。）

- ① 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
- ② 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

村・県民税および確定申告の申告相談は事前予約制です。

確定申告会場の混乱回避および円滑な申告相談を行うため、村・県民税および確定申告の申告相談を事前予約制とします。皆さんのご理解ご協力をお願いします（提出のみの方は予約不要）。

予約の方法 電話で「申告者名、希望の日時、申告の内容」をお伝えください。

※ 状況によりご希望に添えず、調整をさせていただく場合があります。

予約受付期間 1月26日（月）から3月12日（木）までの開庁日（土・日曜、祝日を除く）
午前8時30分～午後5時

問 税務住民課税務係 ☎(288)3859

